

平成31年4月農業委員会総会議事録

日 時 平成31年4月26日（金曜日）議事開始 午前9時15分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 田上 みゆき
稲田 優 下原 小枝子 岩屋 美智子 田中 雄策
【推進委員】 山口 長徳 宮原 美實 川口 三雄 伊地知トシ子
高谷 千代子 増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子
杉元 義男 宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹
上畠 勝 赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利
中津 ゆみ子 園田 義保

欠席委員

【農業委員】 竹下 助範 栗下 章二

事務局職員

事務局長	吉留 伸也	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	川上 大輔	農地調整係主任主事	松下 理恵
農地調整係主事	池田 哲也	農地調整係主事	加藤 雅也

畜産農政課職員

農政企画係主査 貴嶋 誠也

観光商工課職員

企業誘致対策室室長 木原 俊一郎

議 題

報告第1号 農地等の合意解約について

報告第2号 農用地利用配分計画について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農業振興地域整備計画変更の協議について

事務局長　それではただいまから平成31年4月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。最初に会長のあいさつ並びに会務報告をお願いいたします。

谷口会長　【あいさつ・・・】

谷口議長　それでは、委員の出席状況を報告します。竹下委員と栗下委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は26人で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と岩屋委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第1号から報告第2号及び議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。

事務局長　議長。

谷口議長　事務局長。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第1号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第1号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は15件でございます。議案書2ページをご覧ください。

平成31年4月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月、審議していただく案件と関連がないもの、右側の備考欄に記載がないものについて概略ご説明いたします。

番号1番及び2番については、硫黄山噴火に伴い水稻の作付けが不可能となり解約するものです。今後の利用については、所有者で管理していくとの事です。

番号6番から8番については、借受人の体調不良のため、耕作不可能と

なり、解約するものです。今後の利用については、6番と8番は数年間、所有者で耕作・管理していくとの事です。7番については、所有者が売買・貸借を希望されている事からあつせん申出書提出済みでございます。

番号9番から11番については、耕作者変更に伴う解約です。今後は、他の方と貸借の予定があります。

番号12番についても耕作者変更に伴う解約です。こちらは、翌月以降にJAの農地利用集積円滑化事業により別な方に貸借する予定です。

番号13番についても耕作者変更に伴う解約です。こちらは、翌月以降に農地中間管理機構を通して利用配分計画により別な方に貸借する予定です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第2号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第2号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、平成31年2月総会で委員の皆様へ審議して頂いた案件であり、平成31年4月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳といたしましては14件の84筆、78,797㎡となっております。詳細につきましては、4ページから8ページ記載のとおりです。以上報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

宮原委員 議長。

谷口議長 宮原委員。

宮原委員 もう少し字を大きくできないでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 誠に申し訳ございません。頑張ってみたんですが、こういう結果になりました。元々のデータを畜産農政課より頂いております。できるだけ大きくしたつもりですが、今後、検討させてください。

谷口議長 事務局も努力するとの事でございますので。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 ただいま宮原委員より要望がありましたが、サイズをB4にしたらどうですか。何か工夫をして、お願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまB4サイズとのお話がありましたが、市役所など行政機関では使用する事はありません。ほとんどA4・A3でございます。A3サイズは大きくなりますが、議案書に入れ込む事がむずかしいのでちょっと検討させてください。申し訳ございません。

谷口議長 いちおう提案という事であります。他にありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。9ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転10件、貸借3件の合計13件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。

まず、所有権移転からご説明いたします。10ページをご覧ください。整理番号1番、田1筆492㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。整理番号2番、畑1筆1,245㎡の贈与です。こちらにつきましては、

備考欄に記載がありますように、譲受人の経営面積と今回取得面積が合わせて50aを超えませんが、農振農用地外（白地）になりますので、10a要件での取得になります。営農計画書と誓約書の添付がございます。11ページをご覧ください。

整理番号3番、田2筆1，116㎡の贈与です。

整理番号4番、田1筆1，399㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。

整理番号5番、畑1筆2，559㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。12ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆523㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。14ページをご覧ください。

整理番号7番、田7筆、畑3筆、計10筆10，670㎡の贈与です。

整理番号8番、畑1筆410㎡の贈与です。15ページをご覧ください。

整理番号9番、田1筆1，007㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。16ページをご覧ください。

整理番号10番、田3筆、畑3筆、計6筆9，579㎡の贈与です。

続いて、貸借についてご説明いたします。17ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆1，209㎡の賃貸借です。借賃は全部で〇〇円です。

整理番号2番、田2筆2，347㎡の賃貸借です。借賃は全部でモミ〇〇俵です。こちらは、福迫委員の掘起しです。19ページをご覧ください。

整理番号3番、田8筆5，638㎡の賃貸借です。借賃は全部で〇〇円です。こちらは、宮田委員の掘起しです。

以上、所有権移転10件、貸借3件です。ご審議方、よろしく願います。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第1号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」

の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

まず、10ページの所有権移転、整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

谷口議長 岩屋委員。

岩屋委員 整理番号1番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備が行われた水田地帯で現在も水田として耕作されています。日照、接道、用排水は良好です。受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の兼業農家です。受人は兼業ではありますが、休みを利用して一生懸命農業に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いています。地域との調和について、地域の奉仕作業等は積極的に参加しており、周辺と協力して用水路もきちんと管理するなど何ら問題ないと判断しました。皆さんのご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いします。

増田委員 議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 整理番号2番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。申請農地及びその周辺の状況ですが、周囲は山林で現在、栗が植えられています。接道は良好です。受人の営農状況ですが、稲作主体の兼業農家です。地域との調和について、譲受人は兼業ではありますが畦畔や用水路の管理など適切にされており、何ら問題ないと判断しました。皆さんのご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を田方委員にお願いします。

田方委員 議長。

谷口議長 田方委員。

田方委員 整理番号3番について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に

あります。基盤整備はされておらず、形状は2筆合わせてほしい正方形に近い圃場です。申請農地周辺一帯は宅地・山林に囲まれています。日照・接道・用排水は良好です。現在、何も作付けされていませんが、農地及び畦畔はきれいに草刈されていました。受人の状況ですが、受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は義理の兄弟で後継者はありません。取得後は稲を作付けするとの事です。地域の調和について、所有農地の畦畔の管理も行き届いており、用水路の管理は周辺と協力していくとの事です。使用する農薬について自家飯米用なので減らしていくとの事で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に、11ページの整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員に願ひします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、周辺一帯は水田地帯です。日照接道、用排水は良好です。畔払いや耕起もきれいにされていました。つづいて、受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の専業農家ですが、後継者はありません。地域との調和については、地域で行われている水路清掃や除草作業などに参加していきたいとの事でしたので何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に、整理番号5番の土地を伊地知委員に、申請人「受人」の確認を事務局に願ひします。まず、伊地知委員に願ひします。

伊地知委員 議長。

谷口議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号5番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯、北側は宅地、西側は竹林、南側は雑木ですが、農地の形状、日照接道、用排水は良好です。農地に建っている

ハウス4棟を含めて購入するとの事です。後継者はいるとの事でした。取得後は野菜を作付けするとの事でした。地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、事務局お願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 所有権移転整理番号5番の受人について、ご報告いたします。受人と渡人との関係は知人となります。今回売買する畑は、20年以上も前に父の代から相対で耕作しており、譲渡人が将来的に耕作することがないため、今回、売買することになったとの事です。受人の営農状況としては、青果業を営む兼業農家で受人の会社は申請農地の隣接地に位置します。後継者はいるとの事です。取得後は、既存のビニールハウスで施設野菜、露地野菜を作るとの事です。所有農地の管理、地域との調和については、周囲に迷惑をかけないように適切に管理していくとの事なので特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、12ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を宮原委員にお願いします。

宮原委員 議長。

谷口議長 宮原委員。

宮原委員 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備済みの水田地帯です。日照接道、用排水は良好で、現在、耕起されており、問題はありません。受人の営農状況について、ご報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の専業農家で後継者もおります。地域の調和については、所有農地の管理も行き届いており、営農にも一生懸命取り組まれ、畔や用水路の管理も良くしている事から何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、整理番号7番の土地と申請人「受人」の確認を栗下委員にお願い

していましたが、本日欠席のため、事務局にお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 整理番号7番について、栗下委員から報告書を預かっておりますので、代わって報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内に4か所に点在しています。いずれも、作付けされており、管理は行き届いています。場所によっては、基盤整備が済んでおらず、周りが山林で日照、用排水が良くない水田もありますが、これまで同様、荒らさないように管理していくとの事でございます。受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。受人と渡人の関係は親子で、後継者はいます。父親が高齢のため、息子へ全農地を贈与するものです。取得後は、これまで同様に、水田には水稲、飼料作物、畑には露地野菜等を作っていきたいとの事です。地域との調和について、所有農地の管理は行き届いており、農業に積極的に取り組んでいる事から何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、14ページの整理番号8番と15ページの整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおらず、周辺一帯は宅地と畑に囲まれています。日照接道、用排水は良好です。耕起もされており、畔払いもきれいにされてきました。続いて、受人の営農状況についてご報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の兼業農家ですが、後継者はおりません。取得後は落花生やらっきょうを作付けしていくとの事でした。地域との調和に

については、周辺に迷惑をかけないようにまめに草刈をしていくとの事で何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

整理番号9番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいませんが、周辺一帯は水田地帯です。日照接道、用排水は良好ですすでに耕起されいました。続いて、受人の営農状況について、ご報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の兼業農家ですが、後継者はおりません。地域との調和については、周辺の方と協力して、水路清掃作業に参加していきたいとの事なので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひします。

谷口議長 次に、整理番号10番の土地を上畠委員と吉留委員に、申請人「受人」の確認を上畠委員にお願ひします。まず、上畠委員にお願ひします。

上畠委員 議長。

谷口議長 上畠委員。

上畠委員 整理番号10番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていますが、周辺一帯は住宅が点在しています。東側は山林です。農地の状況は全て遊休化しております。受人の営農状況は稲作主体の兼業農家で現在、〇〇の嘱託職員として仕事をされており、任期が〇〇年残っているとの事で農地の管理が少し行き届いていない状況でした。そこで耕起だけでもするようにお願ひしたところ、耕起はするとの事でした。地域との調和については、周辺に迷惑をかけないようにしていくとの事でしたので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に、吉留委員にお願ひします。

吉留委員 議長。

谷口議長 吉留委員。

吉留委員 整理番号10番の農地について、ご報告いたします。申請農地2か所とも〇〇自治会内にあります。1か所目は基盤整備済みで周辺一帯水田地帯です。現在、レンゲが作付けされていました。日照接道、用排水は良好です。2か所目は〇〇川沿いで東西に細長い基盤はされていない水田ですが、日照接道、用排水は良好ですので何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

谷口議長 次に、17ページの貸借の整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委員にお願いします。

川口委員 議長。

谷口議長 川口委員。

川口委員 整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。昨年、畑かんにより圃場整備がされており、周辺一帯も同様です。日照接道、排水は良好です。用水はパイプラインになっており、良い農地となっています。耕起もされており、畔払いもきれいにされていました。受人の営農状況は稲作主体の林業との兼業農家ですが、営農は一生懸命に取り組んでおられ、所有農地の管理も行き届いているので地域の調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

谷口議長 次に、整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は未整備で農道の幅は狭く、軽トラックがようやく通れるぐらいの水田地帯で段々の圃場が点在しています。日照は良好です

が、湿田のため用排水は困難で登記上は2筆ですが、現況は5筆でした。畦畔は草刈などされており、水稻作付け予定との事でした。周辺の圃場は受人が作付けしています。受人の営農状況は稲作主体の専業農家です。地域の調和については、営農に一生懸命取り組まれて、下払いや農薬も適正に散布するなどしており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 次に、18ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

谷口議長 宮田委員。

宮田委員 整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備が済んでいない水田地帯です。農道の形状は、良いところで日照・接道、用排水は良好です。続いて、受人の状況について、ご報告いたします。受人の営農状況は稲作主体の専業農家です。いずれ認定農家になりたいとの意向で営農に一生懸命取り組まれてます。えびの市内に農地を増やしていきたいとの事です。地域の調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前

調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計13件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

谷口議長 　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第1号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

（なしと言う者多数あり）

谷口議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

谷口議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

（10分間休憩）

谷口議長 　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 　議長。

谷口議長 　事務局。

事務局 　議案第2号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。20ページをご覧ください。今月の計画件数は31件で、内訳は、所有権移転1件、利用権設定30件となっております。利用権設定においては、JAの農地利用集積円滑化事業が4件、農地中間管理事業が9件となっております。申出人の住所氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いた

します。21ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆786㎡の売買です。価格は全部で〇〇円です。
譲受人は認定新規就農者です。

所有権移転につきましては以上となります。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、今月も借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。22ページをご覧ください。

整理番号1番、田4筆8, 708㎡の賃貸借です。23ページをご覧ください。

整理番号2番、田1筆1, 004㎡の使用貸借です。27ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、畑17筆、計18筆82, 288㎡の使用貸借です。

整理番号4番、田1筆479㎡の使用貸借です。28ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆1, 000㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆1, 173㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆601㎡の賃貸借です。こちらは杉元委員の意見書の添付がございます。30ページをご覧ください。

整理番号8番、田6筆13, 529㎡の賃貸借です。31ページをご覧ください。

整理番号9番、田4筆4, 212㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田1筆2, 842㎡の賃貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号11番、田4筆4, 225㎡の賃貸借です。33ページをご覧ください。

ください。

整理番号12番、田2筆3, 990㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆2, 315㎡の賃貸借です。34ページをご覧ください。

整理番号14番、田2筆1, 308㎡の賃貸借です。

整理番号15番、田2筆818㎡の賃貸借です。35ページをご覧ください。

整理番号16番、田3筆2, 756㎡の賃貸借です。37ページをご覧ください。

続きまして、整理番号17番から整理番号20番までがJAの農地利用集積円滑化事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号17番、田5筆4, 722㎡の賃貸借です。こちらは福迫委員の意見書の添付がございます。

整理番号18番、田2筆636㎡の賃貸借です。40ページをご覧ください。

整理番号19番、田12筆15, 168㎡の賃貸借です。こちらは山之内委員の意見書の添付がございます。42ページをご覧ください。

整理番号20番、田6筆9, 852㎡の賃貸借です。43ページをご覧ください。

続きまして整理番号21番から整理番号29番までは、農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号21番、畑3筆14, 209㎡の賃貸借です。44ページをご覧ください。

整理番号22番、田4筆2, 440㎡の賃貸借です。

整理番号23番、田2筆4, 810㎡の賃貸借です。45ページをご覧ください。

ください。

整理番号24番、田2筆2，745㎡の賃貸借です。

整理番号25番、田1筆1，477㎡の賃貸借です。51ページをご覧ください。

整理番号26番、田24筆9，298㎡の賃貸借です。54ページをご覧ください。

整理番号27番、田9筆4，157㎡の賃貸借です。

整理番号28番、畑3筆2，958㎡の賃貸借です。55ページをご覧ください。

整理番号29番、田1筆1，298㎡の賃貸借です。57ページをご覧ください。

整理番号30番、田9筆5，606㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

谷口議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第2号の審議に入ります。利用権整理番号28番は、譲り渡し人が〇〇委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長　それでは、ただ今から利用権整理番28番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいた

します。利用権整理番号28番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは、議案第2号利用権整理番号28番を除く、議案第2号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

川口委員 議長。

谷口議長 川口委員。

川口委員 28ページの5番と6番ですが、賃貸料が反当り玄米〇〇俵となっていますが何か訳があるのでしょうか。お伺いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 整理番号5番・6番につきまして、通常反当り玄米〇〇俵が標準的かと思われませんが受人と渡人が親戚関係のため、玄米〇〇俵となったとの事でございます。

谷口議長 川口委員、今の返答でよろしいでしょうか。

川口委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号は原案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。
議案第2号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、
議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から
説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いた
します。58ページをご覧ください。今月の許可申請件数は5件です。
申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。
59ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、牧場1筆464㎡を一般個人住宅用地
として申請するものです。申請地の農地区分は第1種農地となっております
が、平成31年1月総会の際に畜産農政課より提案があり、委員の皆様
に承認して頂いた、「えびの市〇〇地域の農業の振興に関する計画」に基づく
ものであり、農地法施行令第4条第2項第1号へ（6）及び運用通知第2
の1の（1）のイの（イ）のhに規定される不許可の例外「地域整備法の
定めるところに従って行われる。」に該当すると判断しております。権利関
係は贈与で受人と渡人の関係は孫と祖父となります。工事期間は2019
年6月1日から10月31日までとなっています。事業費につきましては、
土地造成費〇〇円、附帯工事費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額
融資により対応されるとの事です。排水につきましては、生活排水は合併
浄化槽で処理後、南側側溝より西側市道側溝へ排水します。雨水も同様
です。市建設課と協議済です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆421㎡を一般個人住宅用地と

して申請するものです。権利関係は利用権設定の使用貸借です。受人と渡人の関係は親子となります。工事期間は2019年6月10日から9月30日までとなっています。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額融資により対応されるとの事です。排水につきましては、生活排水については合併浄化槽で処理後、西側市道側溝へ排水します。市建設課と協議済です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田2筆1, 058㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は2019年6月15日から8月15日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、設備建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透及び既存側溝に排水するとの事です。60ページをご覧ください。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田2筆1, 009㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は2019年6月15日から8月15日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、設備建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透及び既存側溝に排水するとの事です。

整理番号5番、場所が大字〇〇、田1筆487㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。申請地の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第4条第2項第1号イ、農地法施行規則第33条第4項及び運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)に規定される不許可の例外「集落接続」に該当すると判断しております。権利関係は売買です。工事期間は2019年6月10日から10月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、

合計〇〇円を全額融資により対応されるとの事です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽で処理後、北側市道側溝へ排水します。雨水も同様です。市建設課と協議済です。61ページをご覧ください。

議案第4号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は2件でございます。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。62ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆2, 374㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆93㎡です。申請理由は山林です。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第3号から議案第4号については、25日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

田方第1小委員長 議長。

谷口議長 田方第1小委員長。

田方第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、4月25日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条5件、非農地証明願い2件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

農地法第5条、議案第3号、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は、現在、〇〇地区で繁殖牛を主に畜産業を営んでいる認定農家です。現在、管理舎に住んでいますが、2世帯となると手狭である事から畜舎に隣接して住宅を建築するため、申請するものです。場所は、〇〇地区でございます。〇〇公民館から南に700mのところ position します。申請地の状況は、譲渡人の農地と市道に囲まれており、周囲への影響は

ないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明します。借受人は、現在、貸家住まいですが、子供の成長に伴い、手狭になって来たことから住宅を建築するため、申請するものです。貸渡人と借受人の関係は親子です。場所は〇〇地区でございます。〇〇団地から北西に150mのところに位置します。申請地の状況は、市道と宅地に囲まれており、周囲への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番と4番については場所が近隣であり、譲受人も同じであるため、併せてご説明します。譲受人は、今回、売電事業がしたく適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は、〇〇地区でございます。〇〇病院から南東に200mのところに位置します。申請地の状況は、農地と農道に囲まれておりますが、隣接農地は譲渡人の所有農地であり、被害防除計画は適切にするとの事ですので、周囲への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号5番についてご説明いたします。譲受人は、現在、〇〇市で貸家住まいですが、今回、えびの市に居住したくて、適地を探していたところ、譲渡人の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から北西に600mのところに位置します。申請地の状況は、市道と宅地、農地に囲まれておりますが、隣接農地は譲受人の父の農地であり、周囲への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願い議案第4号の整理番号1番と2番については事務局が用意した、航空写真等で判断しましたが、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請5件、非農地証明願い2件、計7件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまのご審議方をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第3号及び第4号の計7件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 それでは参考のために事務局にお聞きします。太陽光発電はだいたい面積が千㎡前後になっているようでございますが、この倍・三倍という売買あるいは賃借ができないものか、パネルの枚数とか、出力のキロワットなど九州電力の制限があるのでしょうか。事務局お願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局　　ただいまの山之内委員のご質問にお答えいたします。事務局では太陽光発電についての面積の制限については、特段、聞いておりません。九州電力とか経済産業省とか面積の制限をしていないので太陽光発電事業者によって、貸借なら何㎡までとか売買なら何㎡までという基準があるかもしれませんが、事務局では把握していない状況です。よろしくお願ひします。

谷口議長　　他にありませんか。

（なしと言う者多数あり）

谷口議長　　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第3号及び議案第4号に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第3号及び議案第4号は、原案とおひ承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

谷口議長　　全員賛成と認めます。議案第3号は原案のおひ、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。議案第4号は、お諮りのおひ決定いたします。ここでしばらくそのまま休憩いたします。

（2～3分間休憩）

谷口議長　　休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第5号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課　議長。

谷口議長　　畜産農政課。

畜産農政課　議案第5号について、ご説明いたします。4月11日農業振興地域整備計画変更処理委員会を開催いたしまして、農業委員会会長にもご出席いただいているところです。今回、農業振興地域の整備に関する法律施行規則

第3条の2の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこととなっていますので議案を提出させていただいております。別紙内容書をご覧ください。

1ページは位置図となります。2ページは農振図に除外対象区域を赤で記載しています。次に3ページから9ページは所在地・地積・地目・所有者を記載しています。変更内容につきまして、10ページの図面で説明いたします。農振変更する前の図面で黄色の所が農用地の田となります。オレンジ色が何か所かありますが、これは農業用施設用地と言いまして、畜舎・堆肥舎という施設用地でございます。左下に青色の区域がありますが、こちらは農用地区域の畑となります。今回の変更については、次のページ、11ページをご覧ください。右上の部分で黄色が無くなっているところがあると思いますが、この部分が今回、除外する区域です。除外の根拠となる資料が次のページ、12ページをご覧ください。こちらが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に規定される〇〇地区の農村地域への産業の導入に関する実施計画書に基づく区域となります。この事に関する農振除外の法的な考え方についてですが、〇〇地区の農村地域への産業の導入に関する実施計画書に基づく区域なので農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第1項第3号の規定により、農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地となるため、この区域は除外をしなければならなくなったとの事です。説明は、以上でございます。

谷口議長　ただ今、畜産農政課より説明がありましたが、これより議案第5号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

上島委員　議長。

谷口議長　上島委員。

上島委員　えらい大きな議題を提出されました。というのはですね、我々は全然知りませんでした。こういう中身はですね、しかし、議会等では、卸し団地・スーパーという言葉が出てきてます。お尋ねしたいのは、事実なのか、ここに入る会社がですね、そういうものがあって初めて農業委員会は

許可するのか、そういうものが分からなくても許可するのか、そこをお聞きします。

観光商工課 議長。

谷口議長 観光商工課

観光商工課 今回、議案として提出しました産業団地の計画地に基づく農振除外についてですが、今、ご質問がございましたように少し前に商業施設がくるのかとか、どういった企業がくるのかとか、お話も世間で出たというところですが、産業団地に入る企業につきましては、現在、確定した企業はないところであります。いろいろの企業、複数の企業と協議をしているところがございますので、これからまた更に具体的に進めていくというような状況でございますので、先にありました商業施設につきましても具体的に決まったという事ではなくて、一つの事案として、まだ可能性としては残っているという状況にあります。以上であります。

谷口議長 よろしいでしょうか。

増田委員 議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 11ページの上の方に農用地が少し残っていますが、どういう事でしょうか。お伺いします。

畜産農政課 議長。

谷口議長 畜産農政課。

畜産農政課 ただいまの増田委員のご質問に対して、お答えいたします。図面にありますとおり一部農用地が残っております。この残地につきましては、次回の全体見直しの中で除外していく事となります。

谷口議長 よろしいでしょうか。

増田委員 議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 産業団地から外されて、ポツンと残った場合、耕作放棄地が発生する事はないでしょうか。

畜産農政課 議長。

谷口議長 畜産農政課。

畜産農政課 耕作放棄地につきましては、発生しないように努力するのが必要なんです。残地の所有者の意向は農地として、利用していくとの事でした。水利については、問題はないとの事でした。現時点では耕作放棄地にはならないと考えているところです。

谷口議長 よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

尾山代理 議長。

谷口議長 尾山代理。

尾山代理 水田地帯の真ん中に産業団地ができる訳ですが、周囲の農業に支障のある交通事情ですね、影響はないですか、というのはですね、私は〇〇地区なんです。基盤整備が済んで、真ん中にいい道路ができれば、農業に関係のない人も通るんですね、事故が発生します。そういう事が懸念されますが、考えられませんか。お伺いします。

観光商工課 議長。

谷口議長 観光商工課。

観光商工課 今、ご指摘のありました営農に対する道路の通行とか、支障がないかのご質問だったかと思いますが、この産業団地計画を進めるにあたりまして、おっしゃるように優良農地である部分を開発させていただくという事で営農に対する影響を極力抑えなければならないという事は第一に考えて、計画したところでございます。平面図を見ていただければ、〇〇橋のところから道路を取り付けまして、産業団地内に道路を周回させるように配置がされています。この道路につきましては、ほとんどのところが二車線の道路となっていて、両側歩道または片側歩道を敷設するように計画しています。この計画地内に現在、農道・市道が通っていますが、通学路として使用されているとの事ですので、通学路としての機能も確保しながら、更に営農で使用されている市道もございましてそこについても当然確保していくと更に利便性を図っていくとの事でこの産業団地の道路

は地域住民、あるいは市民のみなさまにも当然通行していただく事を想定して設計をしてございます。それからこの計画地外に接続する既存の市道には当然接続して、産業団地内の道路に入れるように設計していますので地域住民あるいはこの近辺を通行される農家の方、市民の方に極力影響の無いレイアウトをしたところでございます。通行の往来が増えれば、当然、営農をされる方の車両等に影響があるのではないかとこの事ですが、団地内につきましては、先ほど説明しましたが、基本2車線です。外側は改良で拡幅をして、車線分離をしない形で配置するところですが、基本営農車両に支障が無いように設計しているところです。それから水路等につきましても用水機能を持っている水路が開発によって廃止をされますが、当然、付け替えを行いまして、周辺の営農にはこれまで通り用水がいきわたるように設計をしております。計画については、地域の住民の方に説明会等で説明をしているところです。営農という部分については、農地がこの部分だけ減るといふ事になりますが、所有者の方には農地が必要な方、代替地希望があれば、市・農業委員会で協力して対応していくと説明しているところです。

谷口議長　よろしいでしょうか。

尾山代理　はい、わかりました。

山口委員　議長。

谷口議長　山口委員。

山口委員　私は排水について、お尋ねいたします。下の方に〇〇維持管理組合がございまして、取水をこの近辺からとっておる訳でございまして、排水に対しまして、営農に対する対策等をお聞きします。

観光商工課　議長。

谷口議長　観光商工課。

観光商工課　排水に対するご質問ですが、図面にも記載していますが、降った雨など雨水につきましては道路沿い側溝、歩道下に暗渠の排水路を敷設して、排水路を経由して青い部分の調整池面積が約1.5ヘクタールでございます

が、雨水などの排水を調整池に貯留させまして、今、ご質問の中で出ましたが〇〇水路に排水させて頂くという事でこの事につきましては、〇〇維持管理組合に何度もご説明して、お願いしているところです。基本、産業団地内から出る排水は当然法令に基づく排水で後は、雨水によるものです。〇〇川から取水して用水が流れてきますが、〇〇用水路の水量を洪水などで氾濫させないように調整池で水量を調節して排水する事になりますのでこれまでどおりの水量で今後も維持していきます。排水の汚染とかにつきましては、今後、ここに立地される企業に対しては法令順守・社会的責任がついてきますし、市としても調整池からの排水については、水質基準については、チェック、確認をしていきます。〇〇用水路の受益者の皆様に影響の無いように細心の注意を払いながら、対応していく考えであります。

谷口議長 他にございませんか。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 それでは質問をいたしますが、数年前から産業団地ができると私は今、言われた〇〇の近く〇〇という所に住んでいますが、産業団地がいつ頃できるんだろうかといつも考えていました。えびの市は農地もですけど、今、時代も変わって、まず、産業団地を作って、工業を誘致する、若い人たちの働く場を作って、人口が増えるという事で私は大賛成です。所有者に対する説明会も何回か、開催されていると思いますが、みなさん賛成ではなかったのかなと思います。どうでしょうか？

谷口議長 ただいまの山之内委員の意見は答弁がいらいますか？

山之内委員 答弁をお願いします。

谷口議長 はい、事務局、答弁をお願いします。

畜産農政課 議長。

谷口議長 畜産農政課。

畜産農政課 畜産農政課としては、農地が減るところでえびの市の全体の農業をどのように振興していくかという所でこの優良農地が減るという事に対して

は、様々な方策をとっていきます。今回、〇〇地区になりますが、産業団地計画地の西側で〇〇という法人が設立されて活動しています。また、今年3月ですが、「〇〇地区 人・農地プラン」が策定されました。プランに基づき担い手への農地集積及び農業振興を図りながら、産業団地ができる事で就業機会を増やしていくという事でえびの市全体の発展のために担当課としても尽力して参りたいと考えておりますのでありがたいお言葉だと思います。以上です。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 賛成とか反対という事を私は何も言っていないですが、基盤整備をして、相当〇〇円以上投資した農地であります。それが今回、産業団地として、その範囲内で買収するという事だそうです。やはり農業振興を司る我々農業委員会は真剣にこの問題はですね賛成とか反対とかでは無くて、今後の振興策など、やはり、必ずくるという前提であれば、農業振興に寄与する方策はいっぱい有るわけです。企業が来るまでロープを張らなければいけないとか。そういう状態なのか、真剣に本当に課が出来て、誘致活動をして、あげくの果てに農業振興地域をですね。白地にして作ると地域の振興を図るとえびの市の振興に繋げるとそういう問題意識があって、はじめてここにそういう数値が出てきて、我々にも示されれば、反対という意見は無く、すばらしいという事になるんですけども議会の答弁等を見てみると半信半疑です。半信半疑な人は反対するのではないかという言う議員もいる。そういうふうにゴタゴタする中でですね、本当に我々で今日、ここで協議ですから、よろしいとか悪いとかそういう事を決める訳ですから。以上です。

畜産農政課 議長。

谷口議長 畜産農政課。

畜産農政課 はい、お答えします。ご質問のとおり、農振法ではですね、法律の中で農用地利用計画で青地から白地へ除外したり、白地から青地へ編入したりする時は必ず農業委員会の意見を聴くものと法律で規定されています。今回、

議案として提出しましたが、今回、委員の皆様で活発に議論いただき、誠にありがたい事です。今回、意見を聴きまして、畜産農政課から農業委員会に対して、意見を求める事になりますが、特に意見がない場合は「意見はありません。」と少し疑念が残るという事であれば、その旨を記載して、意見をいただければと思います。できれば、総会内で異議の無いように活発の議論をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

観光商工課 議長。

谷口議長 観光商工課。

観光商工課 今、ご質問がありましたとおり、産業団地をここに計画した経緯からご説明いたします。えびの市でも人口が減少して、過疎化が進行しているという事は周知の事実です。こういった事態を何とか抑制しなければならぬという事で一つの手段として、産業団地整備計画が持ち上がってきました。県内もいろいろところで産業団地を作って、企業を誘致して、そこで働く人の場を確保して、人口を増やす、人口の流出を防ぐという施策をとっているところがございますが、当市ではこういった産業団地と呼ばれる土地を保有していない状況で企業の誘致を進めてまいりました。平成25年度からそういった議論が持ち上がりまして、どこに計画したらいいかという事で適地の調査を行いました。市内の可能性のあるところをいくつか候補に挙げて、調査したところ、企業に確実にきていただくためには〇〇に近く、アクセスが良く、企業にも操業しやすい場所というところが、どうしても最終的には絞られてきまして、現在の場所に決定したところがございます。当然、優良農地であるという事も認識しておりましたので営農に対する支障とかそういった部分での検討も進めながら、産業団地計画を進めてきたところがございます。そのあとに基本計画を策定して、その中で〇〇地区での課題点などを整理して、解決できるところは市の施策などで解決していく。そういったところを検討しながら、最終的にここで進めるという事で平成30年度に実施設計書、詳細設計書にはいったところですが、まだ、正式に産業団地を作るということまで最終決定を議会から

いただいた訳ではありませんが、昨日、議会に対して、詳細な説明をさしあげたところです。今回、農業委員会の方にこの計画について農振除外という議案でお願いしていますが、正式には、ここの農地を転用させていただきますので農地法第5条での許可申請を提出して、そこで正式な農業委員会決定としての議論をいただく予定です。今回はその前段である農振の除外をまず進めない事にはその先に進めないという事でございます。農振除外も非常に大事な手続きですので、総会内で説明する事をご了解いただきたいと思えます。企業誘致の、実際企業が本当にくるかどうか、うやむやな状態で作っていいのかというのも当然、ご意見としてあるところでございますが、いろいろな企業と接触をしまして、やはり土地が無い中でセールス、営業に行っても商品が無い、来ていただく土地が無い中で企業と具体的な話を先に進めない状況といったところです。例にとりますと〇〇市は町も大きいですが、産業団地をどんどん作って、企業もどんどん来ている状況です。先に産業団地を作って、そこに企業を持ってくるという施策をとっておりますが、やはり土地を持っていないと企業は当市に関心を持ってくれない状況です。そういった事もございまして、産業団地計画を作って、当然、交渉しながら、ある程度の企業の確約を取りながら、産業団地を作っていくという計画に入ってきたところであります。どういう企業がいつ来るのかという事は、今、現在、申し上げる状況ではございませんが、そういった関心を持った企業が増えてきているという事は事実でありますし、具体的な話もいくつかの企業と進めている状況でございますので、まず、その受け皿となるこの産業団地というものが必要であるという事で市の政策として、取り組む事となったところです。農地を開発して、周辺農地に与える影響については、当然、市をあげて、畜産農政課をはじめ農業委員会の皆様にもサポートしていただくという事で今後お願いしていきたいと考えているところでございます。以上であります。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 この問題は我々、農地利用最適化推進委員の挙手は関係ないですか？農業委員10名でそういうふうに農振の除外を決めるんですか？お聞きしたい。

事務局長 議長。

谷口議長 事務局長。

事務局長 農業委員10名での採決、挙手となります。

谷口議長 事務局長が説明したとおり、農業委員が議決権をもっているという事でございます。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員 この大事な問題を農業委員10名で決めて、我々、推進委員は意見を言うだけでそれだけでみんな心配するんですね。そういう真剣さがないから、今、聞いた訳ですよ。

谷口議長 意見は言っていて、畜産農政課及び観光商工課、それぞれ説明されたとおり、いろんな禍根を残すといけないそれぞれの通過点を通るという意味で業務説明に来られたと思います。話によりますと転用許可申請があるとの事ですのでその間、時間もありますのでそれぞれ委員の皆様も熟慮の上で条件があれば条件を出していただきたいと思います。おそらく、私が考えるには、作るものに対して、えびの市の邪魔になるという感じではないんじゃないかと。やっぱし、行政としては全体的にえびの市の発展のためにですね、まさに今、少子化、あるいは過疎化、そういったものをいかに食い止めるかという大きな前提の元に提案されているし、我々は、その一角にある訳ですけども、農地を守るための立場から言えば、いやいやここに問題がありますよと言うことですよ、大いに発言して言った方がいいと私は考えております。

上島委員 議長。

谷口議長 上島委員。

上島委員　私は何も反対とかではなくて、農業委員会として十分に審議しないと責任があるじゃないですか。

谷口議長　そういう前提で考えられれば、そういうふうを受け止められるかもしれませんが、私の立場としては、みんなになるだけその事を知ってもらいたいという意味で今、はっきり申しあげたところでございます。過去にいろいろな問題で企業が来なかったという例はたくさんあるわけです。

尾山会長代理　議長。

谷口議長　会長代理。

尾山会長代理　上島委員、農地法の物事で意見を言っていたきたい。

上島委員　議長。

谷口議長　上島委員。

上島委員　意見は言っていることと事と言っている。本来の委員の方が全然異議がないから、意見が無いから。意見を出してください。

谷口議長　今日ですね、全体会議で初めて説明を受けたから、理解されにくい部分があると思います。

稲田委員　議長。

谷口議長　稲田委員。

稲田委員　以前からその話は聞いておりましたけれども5条申請の判断は後日するという事ですので、以前よりこの問題については関心を持ってはおりましたけど、一等地をつぶしてする必要があるのかという話もありました。

しかし、今、会長が言われたように考えた時には、こういう場所が必要だと。ただ、現段階ではえびの市に来る企業ははっきりしてないという事ですので、市の方としては、なるべくはっきり来るといふ企業を早めに確保していただきたいと思います。それと当然、周辺の農地に迷惑をかけるような設計がなされているようですが、後から問題が無いように計画を進めて欲しいと思います。

谷口議長　他にございませんか。

増田委員　議長。

谷口議長 増田委員。

増田委員 お尋ねいたしますが、産業団地に全部企業がはいった場合、だいたい人口はどれくらい増えるのでしょうか。

企業誘致室 議長。

谷口議長 観光商工課。

観光商工課 今、ご質問がございましたが、人口がどれくらい増えるかという事でございますが、年間、約300名前後、人口が自然に減少しています。転出や死亡などによるものです。それをいかに食い止めるか、自然に亡くなる方はやむを得ないんですが、仕事とかで市外に転出される方々などいます。働き世代の方々が仕事を求めて市外に出て行かれるという事ですのでそういった方々に残ってもらうために産業団地に企業が入っていただくということです。人口がどれくらい増えていくかという事は非常に難しい問題でございまして、一方では日本全国中では人口が減少していく中で一方では人口を増やしていかないといけないという課題もございまして、極力、人口の減少を抑制するためにこういった施策を行っております。具体的な数字は持ち合わせていないところでございますが、従業員の方に転入あるいは市内からの雇用により、家族が入っていただいて、あるいは残っていただく事で人口を増やしていく事も当然期待しています。えびの市の人口減少抑制あるいは増加につながればという事で進めておりますのでご理解いただきたいと思います。

谷口議長 よろしいでしょうか、他にございませんか。それでは、今日はこれで質疑を終結したいと思います。あとで、転用許可申請ででてきますのでそれまでの間、みなさんが真剣に考えていただいて、また、条件等をつけたければ、条件をつけるというふうで考えていけばありがたいなあと考えます。よろしく願いいたします。それでは質疑を終結いたしますが、よろしいでしょうか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたし

ます。議案第5号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時28分